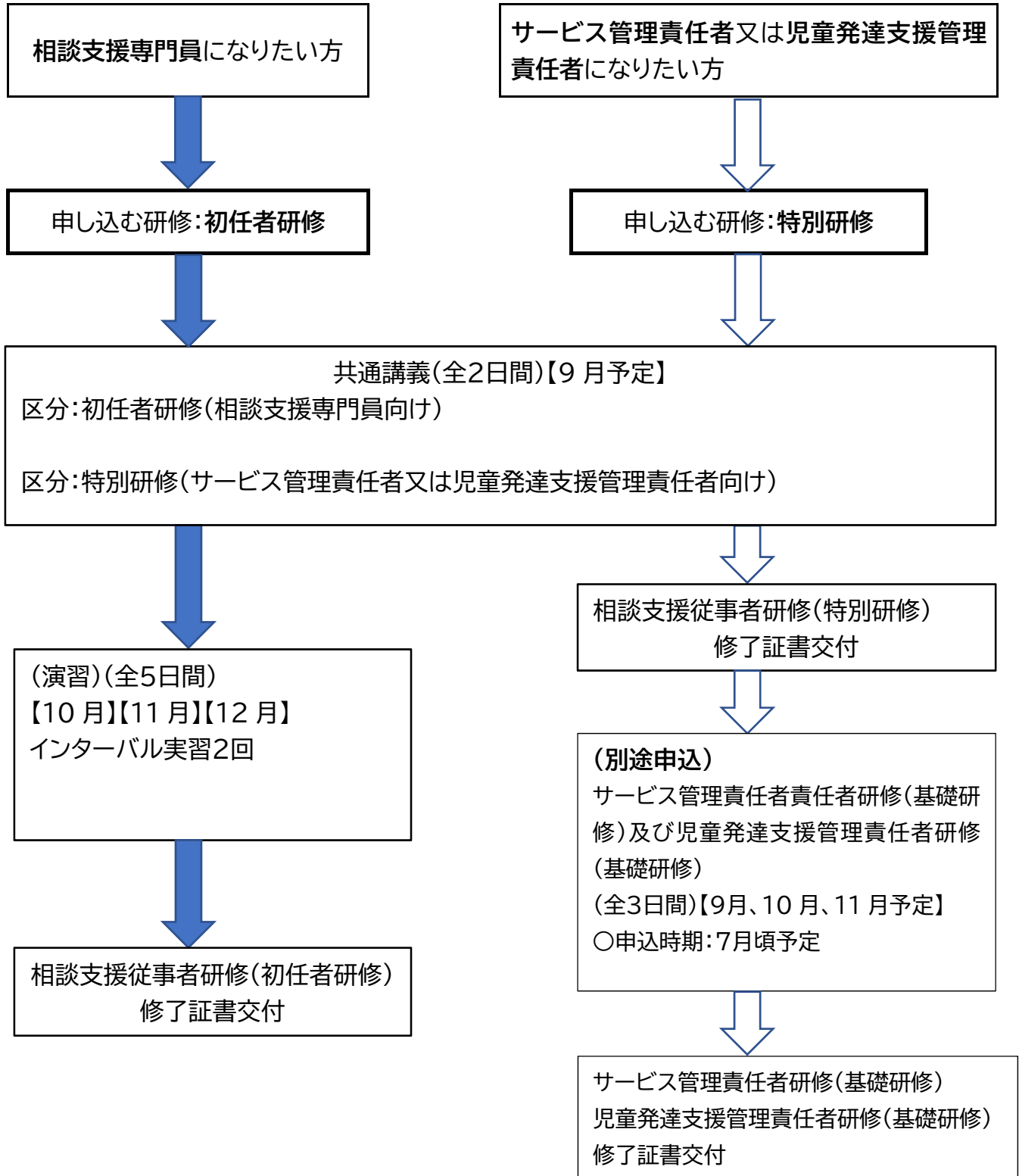


山形県障がい者相談支援従事者研修(初任者・現任・特別)の選び方

相談支援専門員、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるために必要な研修について



※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は基礎研修後、実践研修の受講が必要となります。

相談支援専門員になるためには

① 実務経験(別添1) + ② 相談支援従事者研修(初任者研修)の修了 が要件となります。

※ 相談支援専門員は、初任者研修修了年度の翌年度から起算して5年毎に「相談支援従事者研修(現任研修)」の受講が必要となります。

例：令和2年度に初任者研修を修了した場合、令和3年度～令和7年度の間に現任研修を修了し、さらに令和8年度～令和12年度の間(以降同じ)に現任研修を修了する必要があります。

(現任研修を修了した年度から5年度ではありません。)

※ 現任研修の受講要件(実務経験要件)について、下記「1」又は「2」の要件を満たす必要があります。ただし、初任者研修を修了された方は、初回の現任研修を受講する際必ず「1」の要件を満たす必要があります。

「1」過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

「2」現に相談支援業務に従事している

「相談支援」とは基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおける相談支援の業務が該当します。

※ 現任研修を未受講で更新切れとなった場合は、相談支援専門員としての業務ができなくなり、改めて初任者研修を受講していただくことになりますので御注意ください。